

## 特定歴史公文書等の保存及び利用状況書(令和7年度)

## 1 保存状況

(単位:冊)

群	公文書群	前年度末 保存数 a	本年度中 入等数 b	廃棄数 c	本年度末 保存数 a+b-c
例規	島根県例規簿冊(昭和20年までの島根県布告、布達、県令、県報等)	167	0	0	167
0	古文書簿冊(明治期から昭和33年に作成された公文書群)	2542	0	0	2542
1	古文書簿冊(明治期から昭和初期に作成された公文書群)	2252	0	0	2252
2	25年部目簿冊(主に昭和初期から昭和20年代後半に作成された公文書群)	3285	0	0	3285
3	明治期から昭和50年までに議会事務局で作成された公文書群	475	0	0	475
8	昭和24年度から昭和61年度までに労働委員会事務局で作成された公文書群	110	0	0	110
9	昭和23年度から昭和54年度までに教育委員会で作成された公文書群	241	0	0	241
10	昭和27年度から平成21年度までに営繕課で作成された公文書群	1868	0	0	1868
11	平成10年度～22年度末までに保存期間が満了した公文書群	7000	0	0	7000
12	平成23年度末までに保存期間が満了した公文書群	967	0	0	967
13	平成24年度末までに保存期間が満了した公文書群	1195	0	0	1195
14	平成25年度末までに保存期間が満了した公文書群	1090	0	0	1090
15	平成26年度末までに保存期間が満了した公文書群	1223	0	0	1223
16	平成27年度末までに保存期間が満了した公文書群	1223	0	0	1223
17	平成28年度末までに保存期間が満了した公文書群	1380	0	0	1380
18	平成29年度末までに保存期間が満了した公文書群	1538	0	0	1538
19	平成30年度末までに保存期間が満了した公文書群	1494	0	0	1494
20	令和元年度までに保存期間が満了した公文書群	1079	0	0	1079
21	令和2年度までに保存期間が満了した公文書群	1149	0	0	1149
22	令和3年度までに保存期間が満了した公文書群	1037	0	0	1037
23	令和4年度までに保存期間が満了した公文書群	902	0	0	902
24	令和5年度までに保存期間が満了した公文書群	772	0	0	772
25	令和6年度までに保存期間が満了した公文書群	0	753	0	753
	合計	32989	753	0	33742

## 2 利用状況

## (1) 月別利用状況

(単位:件、冊、人)

月	利用請求		簡易閲覧申込		元実施機関利用申込		利用相談	施設見学
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数		
4	1	3	1	5	0	0	3	0
5	1	4	2	25	3	5	6	0
6	0	0	1	6	1	2	4	0
7	1	9	1	15	1	2	11	0
8	3	10	2	7	1	4	14	0
9	1	25	2	5	0	0	5	0
10	0	0	1	15	2	6	8	0
11	0	0	0	0	1	5	3	0
12	1	2	2	19	1	5	5	0
1	0	0	0	0	2	3	5	0
2	2	19	3	50	0	0	5	0
3	1	1	2	13	3	10	14	0
合計	11	73	17	160	15	42	83	0

## (2) 利用請求の決定状況

(単位:件)

利用制限なし	利用制限あり		合計
	一部	全部	
272	3	0	275

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

## (参考)利用決定等するまでの期間

決定期間	決定件数
請求日から15日以内	40
請求日から16日-30日以内	3
決定期間の延長をしたもの	0
合計	43

## (3) 貸出状況

貸出先	行事等の内容、貸出期間、貸出公文書
松江市立 松江歴史館	○ 行事等の内容 企画展「連続テレビ小説『ばけばけ』の世界と 小泉セツと八雲の時代」
	○ 貸出期間 令和7年11月18日 - 令和8年4月10日
	○ 貸出公文書等 ・ 自明治二年・至同四年 島根県歴史附録 旧松江藩・旧松江県政治部 （〔県治〕明治4年7月14日条） ・ 自明治四年・至同七年 島根県歴史制度部 （〔禄制〕明治6年4月25日条） ・ 常置委員諮問 二 （第一七八号、へるん雇入条約案） ・ 行啓二関スル書類五 （旅館の図面）

## 3 審査請求の件数及び裁決状況

(単位:件)

審査請求	処理内訳						
	認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審議中	その他
0 (繰越)	0	0	0	0	0	0	0

注 1 件数は、審査請求書の数をいう。

注 2 「審査請求」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

注 3 「その他」は、未諮問等の数をいう。